

中小企業者等事業継続支援金の追加給付の手続きについて

次の事業者は追加給付の対象となりますので、各場合の手続きについて必ずご確認ください。

令和4年3月28日の制度改正前に申請書類を提出された事業者

- ・福井県事業継続支援金申請事務局（以下「事務局」という）にて提出された申請書類を確認のうえ、申請書類に記載された口座に増額分を追加してお振込みさせていただきます。
- ・特に、追加の書類を提出していただく必要はありません。
- ・お振込みの準備ができ次第、事務局（電話番号0776-50-6458）からお電話にて、追加の給付額をご連絡させていただきます。

申請後に売上減少割合がさらに大きくなる月が発生し、増額対象となる事業者

〔例〕令和4年1月の売上減少割合が30%で申請後に令和4年3月の売上減少割合が70%以上になった場合など〕

- ・事務局にて事業者ごとに個々の状況を確認する必要がありますので、必ず福井県事業継続支援金コールセンター（以下「コールセンター」という）（電話番号0776-50-6458）までご連絡ください。
- ・コールセンターから追加でご提出していただく書類をご案内させていただきます。
- ・事業者から必要書類のご提出後に、事務局にて再審査のうえ、増額対象となる場合は、申請書類に記載された口座に増額分を追加でお振込みさせていただきます。
- ・お振込みの準備ができ次第、事務局（電話番号0776-50-6458）からお電話にて、追加の給付額をご連絡させていただきます。

※事務局では、各事業者の売上減少割合が把握できないため、事務局から各事業者に対して増額対象となる旨のご連絡はできませんので、ご了承ください。

※追加でご提出していただいた書類が、事業者本人のものであることが特定できない場合は、追加給付の手続きができなくなりますので、ご提出していただいた書類については無効とさせていただきます。必ずコールセンターからご案内していただく書類をご提出ください。